

手続きに必要な書類の様式が入っていますので、
返還免除又は返還終了まで必ず大切に保管してください。

栃木県看護職員修学資金の手引き

(令 和 5 (2 0 2 3) 年 度 版)

栃木県保健福祉部医療政策課

今後皆さんご自身で必要な手続きを確実にお願いします！

- ・住所(連絡先)や就業先を変更した場合、又は返還免除対象施設を退職した等で返還が必要になった場合は、速やかに所定の様式に必要な事項を記入して、提出してください
- ・就業により返還猶予を受けている方は、2年目以降毎年4月に業務就業状況報告書を提出してください
- ・必要な手続きを怠った場合は一括返還や連帯保証人の方に返還を求めることとなります
- ・提出に必要な様式はこちらからダウンロードも可能です

[連絡・提出先]

栃木県保健福祉部医療政策課

看護職員育成担当

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

028-623-3152 (直通)



覚 書

※今後の申請・届出等の提出時に必要となる事項です。必ず記入しておいてください。

養成所・学校名		
入学決定年月日		年 月 日
決定番号（最初）		医政第 一 号 年 月 日
貸与月額		円
貸与期間		年 月～ 年 月（ ）か月分
貸与額合計		円
連帯保証人	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
卒業年月日		年 月 日
取得資格		保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師
資格取得年月日		年 月 日 第 号 年 月 日 第 号
返還猶与期間	期間	年 月～ 年 月
	理由	
	期間	年 月～ 年 月
	理由	
	期間	年 月～ 年 月
	理由	

栃木県看護職員修学資金手続要領

この修学資金は、看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）になるため看護職員の養成施設に在学する者であって、養成施設を卒業後、栃木県内の所定の医療機関において、看護職員の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与するものです。

したがって、修学生又は修学資金の貸与を受けた者及び連帯保証人（以下「修学生等」という。）は、栃木県看護職員修学資金貸与条例及び同条例施行規則に定める事項を遵守しなければなりません。

なお、修学生等に必要な手続事項は、次のとおりです。必要な手続きを怠ったり、書類の提出期限が過ぎてしまった場合には、修学資金の一括返還や連帯保証人の方に返還を求めることとなりますので御注意願います。

この手引書は、卒業後も返還が完了するまで（又は、返還が免除されるまで）長期間にわたって使用するものです。大切に保管してください。また、書類を提出する場合には、コピーを使用してください。

「栃木県ホームページ」で様式の一部をダウンロードすることもできますので御利用ください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-d/downloadForm/downloadFormList_initDisplay

『看護職員修学資金』と検索



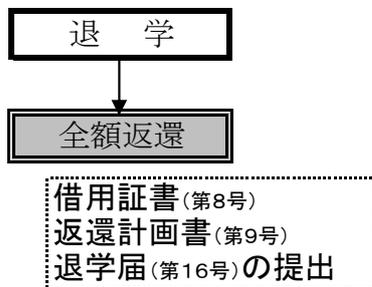
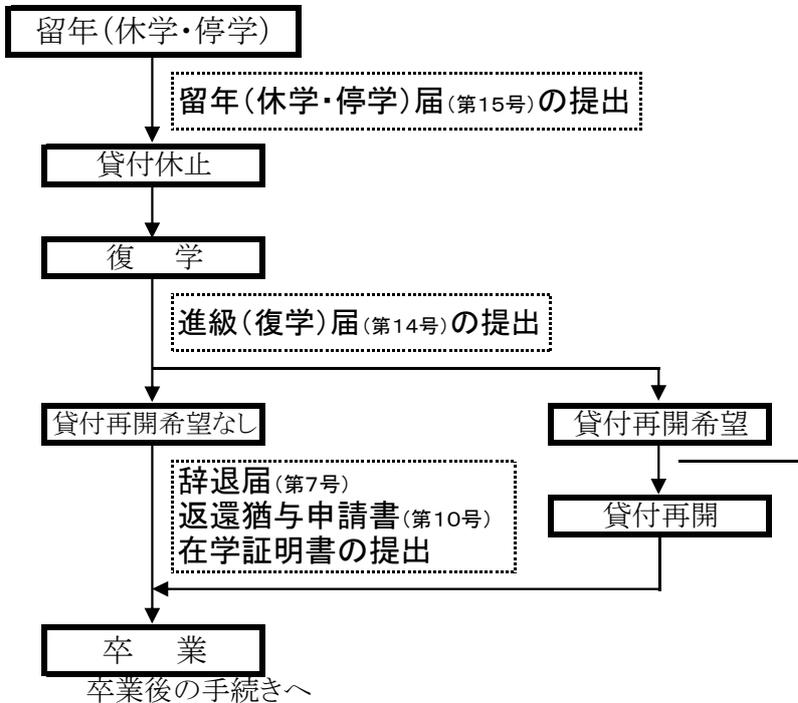
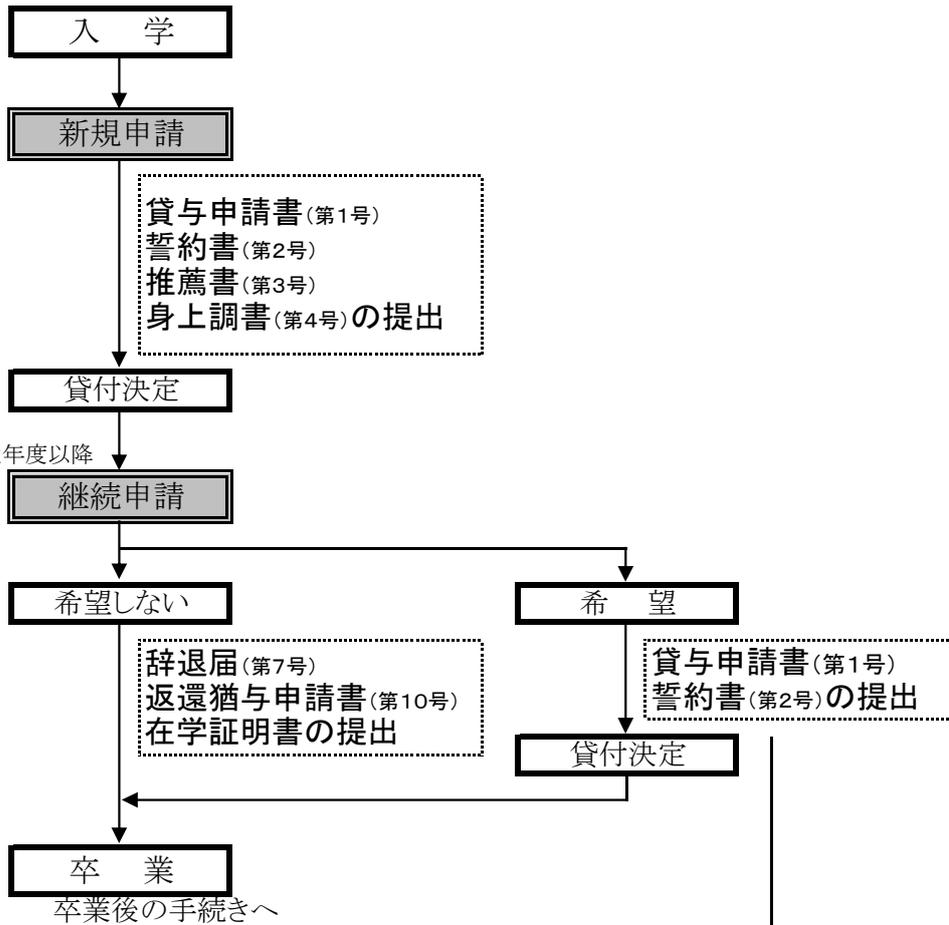
※ 不明な点は、下記までお問い合わせください

栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当

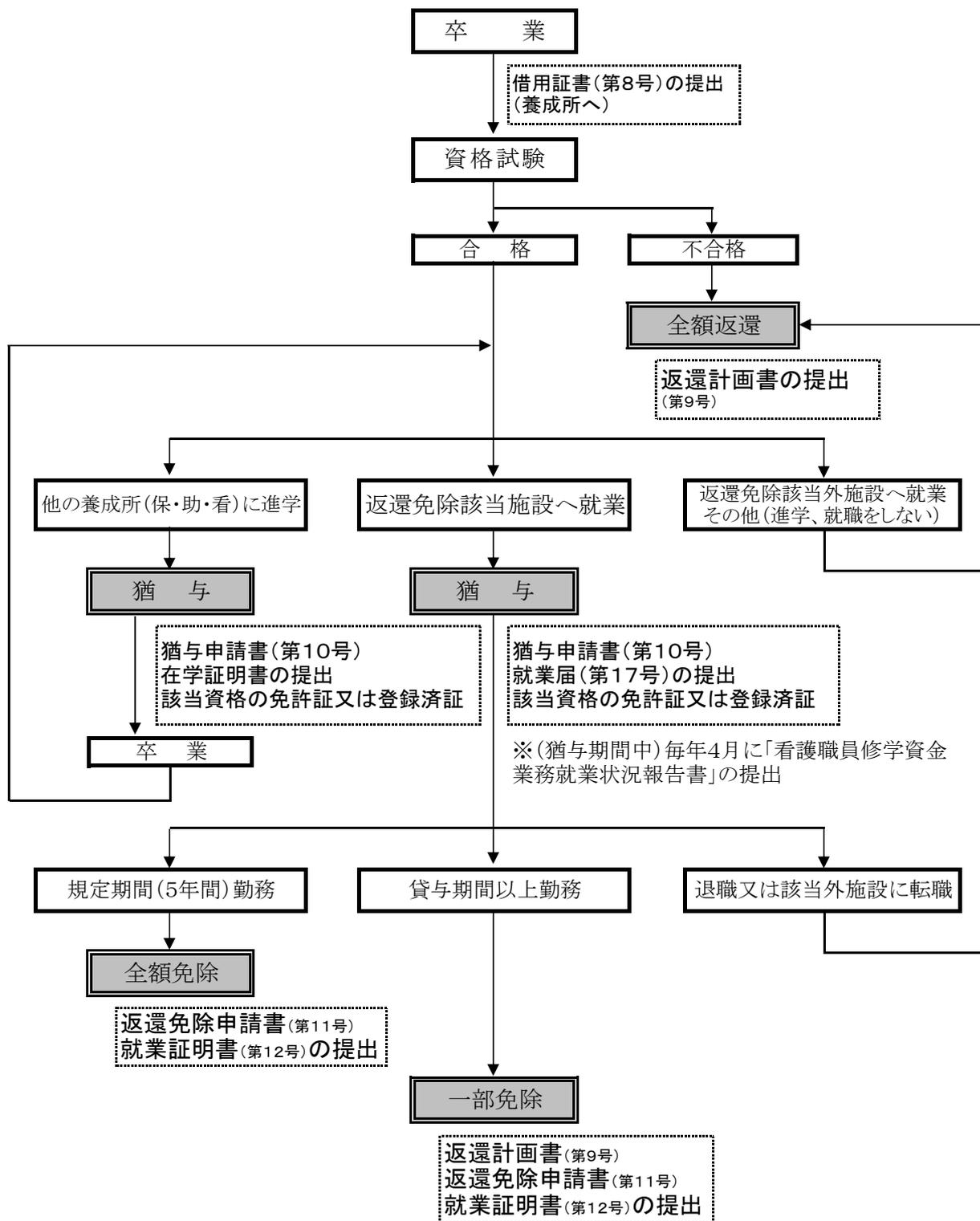
〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号

電話 028-623-3152

申請～在学時までの手続き



卒業時～返還免除(返還)までの手続



- 卒業後、最初の試験に不合格の場合は1年以内に免許の取得ができないため、返還の手続きをしてください。
- 就業期間の開始時期は、①養成施設の卒業、②看護師等の貸与目的に係る免許取得、③該当施設への就業の3つの要件を全て満たした時からになります。
- 傷病休暇、育児休暇、進学等の場合は、免除の要件としての期間には算入されません。
- 退職日から次の就業日までの期間が1か月未満の場合は、引き続き従事したものとみなしますが、1か月以上期間空いた場合は返還の対象となりますので、返還の手続きをしてください。
- 返還方法は、①均等月賦、②均等半年賦(7月と12月)、③一括の3つから選べますが、貸与を受けた期間内での返還となります。
- 返還決定後は、返還月の中旬頃納入通知書をお送りしますので、銀行で返還の手続きをしてください。(口座からの自動引き落としではありません。)
- 返還終了後は、提出いただいた借用書を返却します。

就業による猶予期間中必ず行う手続き《毎年4月に提出》

看護職員修学資金業務就業状況報告書（様式1）の提出 ※変更のあるなしにかかわらず

各種変更等の手続き《変更後10日以内に提出》

- ◆住所または氏名を変更したとき（連帯保証人も同様）

住所（氏名）変更届（第13号）の提出

- ◆連帯保証人を変更したとき

連帯保証人変更届（第5号）の提出
所得証明書等の提出の誓約及び所得・財産調査等の同意書の提出

- ◆本人が死亡したとき

在学中

死亡届（第19号）
返還計画書（第9号）
戸籍謄（抄）本等（本人の死亡が確認できるもの）の提出

卒業後

死亡届（第19号）
返還計画書（第9号）
戸籍謄（抄）本等（本人の死亡が確認できるもの）の提出

看護業務上の理由により死亡した場合

死亡届（第19号）
返還免除申請書（第11号）
戸籍謄（抄）本等（本人の死亡が確認できるもの）
業務上の理由による死亡である事を証する書類の提出

- ◆勤務場所を変更したとき

退職届（第18号（表・裏両面））
就業届（第17号（表・裏両面））の提出

※免除対象外施設へ転職の場合、又は退職日から次の就業日までの期間が1か月以上空いた場合は返還となりますので返還計画書（第9号）の提出が必要となります。

- ◆傷病または育児休業を取得したとき

返還猶予申請書（第10号）
診断書又は育児休業期間に関する証明書

看護職員修学資金業務就業状況報告書

年 月 日

栃木県知事 様

借受け時の

養成施設名

卒業年月日

住 所

電 話 番 号

改姓していれば旧姓 ↓

氏 名

()

次のとおり _____年 4 月 1 日現在の就業状況について報告します。

1 業務従事先 所在地

施設名

2 業務従事開始年月日 年 月 日

3 免 許 保健師・助産師・看護師・准看護師
免許番号 第 号

登録年月日 年 月 日

4 休業等の期間の有無 有 (年 月 日 ~ 年 月 日) ・ 無

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

所 在 地

電 話 番 号

施 設 名

施設長氏名

注意事項

* この報告書は看護職等の業務に従事し、看護職員修学資金の返還猶予を受けている方に毎年 4 月 1 日現在の就業状況について提出いただくものです。

* 何年も使用しますのでこの用紙をコピーして使用してください。

* 各項目に記入漏れや誤記のないよう正確に記載してください。

* 従事先を変更し、その旨の届出をしていない場合は速やかに必要書類（退職届、就業届）を提出してください。

* 住所、氏名の変更や離職をした場合など以前届け出た状況と変更があれば、速やかに必要書類を提出してください。

育児休業に関する証明書

年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

施設所在地
電話番号
施設名
施設長氏名

以下のとおり育児休業について証明します。

1. 対象者

住 所

氏 名

生年月日

2. 育児休業期間

年 月 日から

年 月 日まで

(産前産後休業期間)

年 月 日から

年 月 日まで

※参考 様式は任意です

○ 栃木県看護職員修学資金貸与条例

昭和 39 年 3 月 30 日
栃木県条例第 19 号

改正

昭和45年 3 月 26 日	条例第16号	平成 4 年 9 月 30 日	条例第37号
昭和45年10月12日	条例第43号	平成 5 年10月 7 日	条例第33号
昭和47年 3 月 28 日	条例第19号	平成 6 年 3 月 31 日	条例第21号
昭和48年 3 月 30 日	条例第14号	平成10年 9 月 30 日	条例第29号
昭和49年 3 月 30 日	条例第20号	平成12年 6 月 26 日	条例第37号
昭和50年 3 月 22 日	条例第19号	平成13年 6 月 27 日	条例第31号
昭和51年 3 月 27 日	条例第17号	平成14年 3 月 26 日	条例第 4 号
昭和52年 3 月 30 日	条例第 9 号	平成14年10月11日	条例第50号
昭和53年 3 月 30 日	条例第10号	平成16年 6 月 18 日	条例第37号
昭和54年 3 月 15 日	条例第12号	平成18年 3 月 24 日	条例第 8 号
昭和55年 3 月 29 日	条例第 7 号	平成19年 3 月 16 日	条例第14号
昭和56年 3 月 27 日	条例第11号	平成24年 3 月 28 日	条例第17号
昭和61年 7 月 22 日	条例第31号	平成26年12月22日	条例第62号
昭和63年 6 月 15 日	条例第29号	平成27年 3 月 13 日	条例第12号
平成元年10月11日	条例第34号	平成28年 3 月 25 日	条例第40号
平成 3 年 3 月 19 日	条例第12号	平成29年 3 月 27 日	条例第13号
平成 3 年10月 7 日	条例第33号	平成30年 3 月 26 日	条例第25号

栃木県看護職員修学資金貸与条例をここに公布する。

栃木県看護職員修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する施設（以下「養成施設」という。）又は看護学を履修する大学院の修士課程（以下「看護学修士課程」という。）に在学する者であつて、将来看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、看護職員の充実を図ることを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げる養成施設又は看護学修士課程に在学していること。

ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所

イ 法第20条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した助産師養成所

ウ 法第21条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した看護師養成所

エ 法第22条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した准看護師養成所

オ 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第2条第1項の修士課程（同令第4条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとされるものを含む。）のうち看護学を履修するもので知事が別に定めるもの

(2) 養成施設を卒業し、又は看護学修士課程を修了した後、次に掲げる県内の施設等（エに掲げる施設にあつては、県外の施設を含む。以下「医療機関等」という。）において業務に従事する意思を有すること。

ア 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）

イ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）

ウ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）

エ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院

カ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所

キ 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同項第1号に該当するものに限る。）又は同条第23項に規定する複合型サービス（訪問看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行う事業所（修学資金の額等）

第3条 養成施設に在学する者に貸与する修学資金の貸与額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号アからウまでに掲げる養成施設に在学する者 月額32,000円

(2) 前条第1号エに掲げる養成施設に在学する者 月額15,000円

2 看護学修士課程に在学する者に貸与する修学資金の貸与額は、月額83,000円とする。

3 修学資金は、養成施設又は看護学修士課程の正規の修学期間を超えて貸与しないものとする。

4 修学資金は、無利息とする。

（貸与の打切り及び停止）

第4条 修学資金を貸与されることとなった者（以下「修学生」という。）が、次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸与を打ち切るものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったとき。

(4) 心身の故障のため修学を継続する見込みのなくなったとき。

(5) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 修学生が、次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸与を停止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。

(返還)

第5条 修学資金は、前条第1項の規定により貸与を打ち切られた日又は養成施設を卒業し、若しくは看護学修士課程を修了した日（法第17条に規定する看護職員の試験を受験しようとする者にあつては、当該試験の受験資格取得後最初に行われる試験を受験した後、その結果の発表があつた日）から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内（看護学修士課程に在学していた間の修学資金にあつては、10年以内）に、月賦若しくは半年賦又は一括払の方法で返還しなければならない。

2 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日まで、返還すべき額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還の猶予)

第6条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第4条第1項第3号から第6号までの規定により、修学資金の貸与を打ち切られた者が、引き続き当該養成施設又は看護学修士課程に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設を卒業後、さらに他の養成施設又は知事が別に定める看護学修士課程において修学しているとき。
- (3) 当該看護学修士課程を修了後、大学院設置基準第2条第1項の博士課程のうち知事が別に定めるもの（第5号において「博士課程」という。）において修学しているとき。
- (4) 養成施設を卒業後、1年以内に看護職員の免許を得て、直ちに次条第1項第1号に規定する業務に従事したとき。
- (5) 当該看護学修士課程又は博士課程を修了後、1年以内に次条第1項第1号又は第2号に規定する業務に従事したとき。
- (6) その他特別の事情があると認められるとき。

(返還の免除)

第7条 修学資金の貸与を受けた者が、前条第4号又は第5号に該当した後、次の各号のいずれかに該当したときは、修学資金の返還を免除する。

(1) 養成施設に在学していた間の修学資金にあつては、医療機関等のうち病床数200床以上の病院（次に掲げる病院を除く。）及び県の開設する病院以外のものの業務（第2条第2号カ及びキに掲げる事業所における業務にあつては、同号ア（病床数200床以上の病院（次に掲げる病院を除く。）及び県の開設する病院を除く。）、イ及びオに掲げる施設等において3年以上の実務経験を有している者に係るものに限る。）に引き続き5年間従事したとき。

ア 病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。）

ウ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関

(2) 看護学修士課程に在学していた間の修学資金にあつては、医療機関等の業務（第2条第2号カ及びキに掲げる事業所における業務にあつては、同号ア、イ及びオに掲げる施設等において3年以上の実務経験を有している者に係るものに限る。）に引き続き5年間従事したとき。

(3) 前2号に規定する業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、貸与を受けた期間に相当する期間以上前項第1号に規定する業務に従事したとき、又はやむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると認められるときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に貸与された修学資金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和45年条例第16号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第19号)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に養成施設に在学している者に対し貸与する修学資金の額は、なお従前の例による。

附 則 (昭和48年条例第14号)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に県外の養成施設に在学している者(昭和47年度に入学した者を除く。)に対し、貸与する修学資金の額は、栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(昭和47年栃木県条例第19号)による改正前の栃木県看護職員修学資金貸与条例第3条に定める額とする。

附 則 (昭和49年条例第20号)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、昭和48年3月以降に養成施設を卒業した者及び昭和48年3月前に養成施設を卒業した者で既にこの条例による改正前の条例第6条の規定により修学資金の返還の猶予を受け引続き昭和48年4月以降この条例による改正後の条例第2条第2項各号に掲げる県外の施設で業務に従事しているものについては、昭和48年4月1日からこの条例による改正後の条例の規定を適用する。
- 2 この条例施行の際現に養成施設に在学している者に対し貸与する修学資金の額は、なお従前の例による。

附 則 (昭和50年条例第19号)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に養成施設に在学している者に対し貸与する修学資金の額は、なお従前の例による。

附 則 (昭和51年条例第17号)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年3月31日において現に養成施設に在学している者に対し貸与する修学資金の額は、なお従前の例による。

附 則 (昭和52年条例第9号)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年3月31日において現に養成施設に在学している者に対し貸与する修学資金の額は、なお従前の例による。

附 則（昭和53年条例第10号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年3月31日において現に養成施設に在学している者に対し貸与する修学資金の額は、なお従前の例による。

附 則（昭和54年条例第12号）

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年3月31日において現に養成施設に在学している者に対し貸与する修学資金の額は、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第7号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年3月31日において現に養成施設に在学している者に対し貸与する修学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年条例第11号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年3月31日において現に養成施設に在学している者に対し貸与する修学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第31号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 昭和61年3月31日において現に養成施設に在学している者に対し貸与する修学資金の額については、なお従前の例による。
- 3 昭和61年3月31日以前に養成施設に入学した者に係る修学資金であつて、同年4月1日において返還が完了していないものの返還の猶予及び免除については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第29号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条第1項の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 昭和63年3月31日において現に栃木県看護職員修学資金貸与条例第2条第1号に掲げる養成施設に在学している者に対して貸与する修学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第34号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条第1項の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年3月31日において現に栃木県看護職員修学資金貸与条例第2条第1号に掲げる養成施設に在学している者に対して貸与する修学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成3年条例第12号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2号アの規定は、平成2年3月以降に栃木県看護職員修学資金貸与条例第2条第1号に掲げる養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業した者について適用し、同月前に養成施設を卒業した者については、なお従前の例による。

附 則（平成3年条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、平成3年4月1日以後に栃木県看護職員修学資金貸与条例第2条第1号に掲げる養成施設（以下「養成施設」という。）に入学した者に対して貸与する同年4月分以後の月分の修学資金の額について適用し、同年3月31日において現に養成施設に在学している者に対して貸与する修学資金の額については、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条及び第7条の規定は、平成3年3月1日以後に養成施設を卒業した者に係る修学資金の返還の猶予及び免除について適用し、同日前に養成施設を卒業した者に係る修学資金の返還の猶予及び免除については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第37号）

この条例中、第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は公布の日から、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は規則で定める日から施行する。

附 則（平成5年条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例（以下「新条例」という。）第7条第1項第1号の規定は、平成4年10月1日から適用する。
- 3 新条例第7条第1項第2号及び第3号の規定は、この条例の施行の日以後に新たに栃木県看護職員修学資金貸与条例第4条第1項に規定する修学生（以下「修学生」という。）となる者に係る修学資金の返還の免除について適用し、同日前に修学生となった者に係る修学資金の返還の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第21号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第29号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成10年4月1日前に改正前の栃木県看護職員修学資金貸与条例第4条第1項に規定する修学生となった者（以下「平成10年度前の修学生」という。）に対する新条例第6条第4号の規定の適用については、同号中「次条第1項第1号に規定する」とあるのは、「医療機関等において」とする。
- 3 平成10年度前の修学生に係る修学資金の返還の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第37号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成12年4月1日前に改正前の栃木県看護職員修学資金貸与条例第4条第1項に規定する修学生となった者に係る修学資金の返還の猶予及び免除については、なお従前の例

による。

附 則（平成12年条例第52号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第4号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第50号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に栃木県看護職員修学資金貸与条例第4条第1項に規定する修学生となった者に係る修学資金の返還の猶予及び免除については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年4月1日前に改正前の栃木県看護職員修学資金貸与条例第4条第1項に規定する修学生となった者に対する新条例第7条第1項第1号の規定の適用については、同号中「限る。）」とあるのは「限る。）」又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第4条の規定による廃止前の心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設の業務」と、同号ウ中「指定発達支援医療機関」とあるのは「指定発達支援医療機関又は独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第17条の規定による改正前の児童福祉法第27条第2項の規定により指定された国立療養所」とする。

附 則（平成18年条例第8号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第4条から第6条まで、第8条及び第9条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに栃木県看護職員修学資金貸与条例第4条第1項に規定する修学生（以下「修学生」という。）となる者に対して貸与する修学資金の額について適用し、同日前に修学生となった者に対して貸与する修学資金の額については、なお従前の例による。
- 3 新条例第7条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学生となる者に係る修学資金の返還の猶予及び免除について適用し、同日前に修学生となった者に係る修学資金の返還の猶予及び免除については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に栃木県看護職員修学資金貸与条例第4条第1項に規定する修学生となった者に対する改正後の第7条第1項第1号の規定の適用については、同号イ中「限る。）」とあるのは、「限る。）」又は障がい者制度改革推進本部等における検討

を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条の規定による改正前の児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設」とする。

附 則（平成26年条例第62号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第12号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第40号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第13号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第25号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則

昭和61年7月22日
栃木県規則第61号

改正 平成3年3月19日栃木県規則第6号
平成3年10月7日栃木県規則第49号
平成4年10月16日栃木県規則第58号
平成5年3月31日栃木県規則第6号
平成5年10月7日栃木県規則第56号
平成6年3月31日栃木県規則第11号
平成10年9月30日栃木県規則第65号
平成12年6月26日栃木県規則第115号
平成13年6月27日栃木県規則第58号
平成14年3月26日栃木県規則第10号
平成14年10月11日栃木県規則第71号
平成16年6月18日栃木県規則第46号
平成18年9月29日栃木県規則第72号
平成19年3月16日栃木県規則第8号
平成24年3月30日栃木県規則第20号
平成26年12月22日栃木県規則第55号
平成28年3月31日栃木県規則第38号
平成29年3月27日栃木県規則第5号
平成30年3月30日栃木県規則第25号
令和3年3月31日栃木県規則第5号
令和4年6月30日栃木県規則第31号

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則を次のように定める

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和39年栃木県規則第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年栃木県条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与の申請）

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者は、看護職員修学資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、前年度に修学資金の貸与を受けている者で、継続して修学資金の貸与を受けようとするものについては、第2号及び第3号に掲げる書類を添付することを要しない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 養成施設（修士課程に在学する間の修学資金にあっては、大学院。第10条第2項第2号を除き、以下同じ）の長の推薦書（別記様式第3号）

(3) 身上調書（別記様式第4号）

（連帯保証人）

第3条 連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者2人とする。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、法定代理人でなければならない。

3 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更届（別記様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

(貸与の決定及び通知)

第4条 知事は、第2条の看護職員修学資金貸与申請書の提出があったときは、審査のうえ修学資金貸与の適否を決定し、これを養成施設の長を経由して申請者に通知するものとする。

(修学資金の交付)

第5条 修学資金は、3箇月分を一括して交付する。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

(修学資金の辞退)

第6条 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとする者は、看護職員修学資金辞退届(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(貸与の停止期間)

第7条 条例第4条第2項の規定により、修学資金の貸与を停止する期間は、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学資金は、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書)

第8条 修学生が養成施設を卒業したとき又は条例第4条第1項の規定により修学資金の貸与を打ち切られたときは、速やかに看護職員修学資金借用証書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(返還)

第9条 条例第5条の規定による返還の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月賦返還 毎月末までに均等償還するもの
- (2) 半年賦返還 毎年7月及び12月に均等償還するもの
- (3) 一括返還 全額を一括して償還するもの

2 条例第5条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、返還の事由が発生した日から1月以内に返還計画書(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請)

第10条 条例第6条の規定により、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が発生した日から1月以内に看護職員修学資金返還猶予申請書(別記様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請を行う場合において、猶予の事由が次の各号に掲げる事由に該当するときは、同項の申請書にそれぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第6条第1号に掲げる事由 養成施設の長の証明書
- (2) 条例第6条第2号に掲げる事由 他の養成施設の長又は大学院の長の証明書
- (3) 条例第6条第3号に掲げる事由 大学院の長の証明書
- (4) 条例第6条第4号又は第5号に掲げる事由 (条例第2条第2号カ及びキに掲げる事業所において業務に従事したときを除く。) 施設等の長の証明書
- (5) 条例第6条第4号又は第5号に掲げる事由 (条例第2条第2号カ及びキに掲げる事業所において業務に従事したときに限る。) 当該事業所の長の証明書及び条例第7条第1項第1号又は第2号に規定する施設等において3年以上の実務経験を有していることを証する書類
- (6) 条例第6条第6号に掲げる事由 その事由を証する書類

(返還の免除)

第11条 条例第7条第2項の規定により、貸与を受けた期間に相当する期間以上同条第1項第1号に規定する業務に従事したとき免除することができる修学資金の債務の額は、当該業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間(条例第4条第2項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除き、かつ、この期間が2年に満たないときは2年とする。)の2分の5に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは1とする。)を修学資金の返還の責務の額(履行期間が到来していない部分に限る。)に乗じて得た額とする。

(期間の計算方法)

第12条 条例第7条に規定する業務従事期間の計算は、月数によるものとする。この場合において、1月未満の端数を生じたときは、これを1月として計算する。

(返還の免除の申請)

第13条 条例第7条の規定により、修学資金の返還の免除を受けようとする者は、免除の事由が発生した日から1月以内に、看護職員修学資金返還免除申請書(別記様式11号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請を行う場合において、返還免除の事由が次の各号に掲げる事由に該当するときは、前項の申請書にそれぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 医療機関等において業務に従事したこと。 就業証明書(別記様式第12号)
- (2) 業務上の事由による死亡 戸籍抄本
- (3) 業務に起因する心身の故障 医師の診断書
- (4) その他やむを得ない事由 その事由を証する書類

(猶予又は免除の通知)

第14条 知事は第10条又は前条の申請があったときは、審査のうえ修学資金の猶予又は免除の可否を決定し申請者に通知するものとする。

(修学生の書類提出義務)

第15条 修学生は、学業成績書その他修学資金貸与の目的を達成するために必要な書類の提出を求められたときは、速やかにこれを知事に提出しなければならない。

(届出義務)

第16条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる届出書により、10日以内に知事に届け出なければならない。

- (1) 修学生若しくは修学資金の貸与を受けた者又は連帯保証人の住所及び氏名の変更があったとき。住所(氏名)変更届(別記様式第13号)
- (2) 進級又は復学したとき。進級(復学)届(別記様式第14号)
- (3) 留年し、若しくは休学し、又は停学処分を受けたとき。留年(休学・停学)届(別記様式第15号)
- (4) 退学したとき。退学届(別記様式第16号)
- (5) 条例第2条第2号に掲げる施設等(同号カ及びキに掲げる事業所を除く。)において業務に従事したとき。就業届(別記様式第17号)
- (6) 条例第2条第2号カ及びキに掲げる事業所において業務に従事したとき。就業届(別記様式第17号)及び条例第7条第1項第1号又は第2号に規定する施設等において3年以上の実務経験を有していることを証する書類
- (7) 条例第2条第2号に掲げる施設等を退職したとき。退職届(別記様式第18号)

2 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちに死亡届(別記様式第19号)にその事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(書類の経由)

第17条 養成施設に在学している者がこの規則の規定による書類を提出するときは、当該養成施設の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年規則第6号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成 5 年規則第 56 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則第 11 条の規定は、この規則の施行の日以後に新たに栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和 39 年栃木県条例第 19 号）第 4 条第 1 項に規定する修学生（以下「修学生」という。）となる者に係る修学資金の返還の免除について適用し、同日前に修学生となった者に係る修学資金の返還の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年規則第 11 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 65 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条の規定は、この規則の施行の日以後に新たに栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和 39 年栃木県条例第 19 号）第 4 条第 1 項に規定する修学生（以下「修学生」という。）となる者に係る修学資金の返還の免除について適用し同日前に修学生となった者に係る修学資金の返還の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年規則第 115 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 71 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和 39 年栃木県条例第 19 号）第 4 条第 1 項に規定する修学生（以下「修学生」という。）となる者について適用し、同日前に修学生となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年規則第 46 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の 2 の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年規則第 72 号）

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 8 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 20 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 55 号）

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 38 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 5 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 25 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 5 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当面の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年規則第 31 号）

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

看護職員修学資金貸与申請書

年 月 日

栃木県知事 様

養成施設名

学 年
住 所
電 話 番 号
氏 名

栃木県看護職員修学資金を次のとおり貸与されるよう栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則第2条の規定により関係書類を添えて申請します。

貸与申請金額 月額 円 年 月 日から
年 月 日まで

別記様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

私は、修学資金の貸与を受けるにあたり、修学生としての本分を尽くすとともに、栃木県看護職員修学資金貸与条例及び同条例施行規則の規定を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

栃木県知事

様

養成施設名

申請者住所

氏名（自署）

年 月 日生

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

住 所

電 話 番 号

職 業

申請者との関係

氏名（自署）

印

年 月 日生

住 所

電 話 番 号

職 業

申請者との関係

氏名（自署）

印

年 月 日生

別記様式第3号（第2条関係）

推 薦 書

学生（生徒）氏名

上記の者は、成績がすぐれ、品行が正しく、心身が健康であり、かつ、栃木県看護職員修学資金貸与条例第2条の規定に該当し、修学資金の貸与を受けることがふさわしい者として推薦します。

年 月 日

栃木県知事

様

養成施設所在地

養成施設名

養成施設長氏名

(借受人用)

所得証明書等の提出の誓約及び所得・財産調査等の同意書

栃木県看護職員修学資金の返還金に関して、返還期間中において納入期限までに返還がなされない場合には、栃木県が所得又は課税証明書、確定申告書写し、預貯金等の異動明細(預金通帳等の写しでも可)等の提出を求めたとき、これらを速やかに提出すること、また財産の隠匿等をしないことを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行にかかる手数料等は提出する私が負担します。

また、栃木県からこれらの書類等の提出を求められるも提出がなされない場合、栃木県が関係行政機関及び関係金融機関等に私の所得・財産調査等を実施すること及び関係行政機関及び関係金融機関等がこれに回答することを同意します。

年 月 日

栃木県知事 様

養成施設名

借受人本人 住所

(自署) 氏名

年 月 日 生

上記について同意します。

親権者又は

未成年後見人 住所

(自署) 氏名

年 月 日 生

親権者 住所

(自署) 氏名

年 月 日 生

(連帯保証人用)

所得証明書等の提出の誓約及び所得・財産調査等の同意書

私が連帯保証人となる栃木県看護職員修学資金の返還金に関して、返還期間中において納入期限までに返還がなされない場合またはその可能性が極めて高い場合に、栃木県が所得又は課税証明書、確定申告書写し、預貯金等の異動明細（預金通帳等の写しでも可）等の提出を求めたとき、これらを速やかに提出すること、また財産の隠匿等をしないことを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行にかかる手数料等は提出する私が負担します。

また、栃木県からこれらの書類等の提出を求められるも提出がなされない場合、栃木県が関係行政機関及び関係金融機関等に私の所得・財産調査等を実施すること及び関係行政機関及び関係金融機関等がこれに回答することを同意します。

年 月 日

栃木県知事

様

連帯保証人 住所

(自署) 氏名

年 月 日 生

別記様式第5号（第3条関係）

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

栃木県知事

様

借受け時の
養成施設名

() 年度入学

住 所

電話番号

氏 名

次のとおり連帯保証人を変更するので、届け出ます。

- 1 新連帯保証人 氏 名
生 年 月 日
住 所
電 話 番 号
本 人 と の 関 係
職 業

2 旧連帯保証人氏名

3 変更の理由

連 帯 保 証 書

年 月 日

栃木県知事

様

新連帯保証人住所

新連帯保証人氏名(自署)

印

栃木県看護職員修学資金については、借受人
その返還について責めに任ずることを制約します。

と連帯して

別記様式第7号（第6条関係）

看護職員修学資金辞退届

年 月 日

栃木県知事

様

養成施設名
学 年
住 所
電 話 番 号
氏 名

連帯保証人住所
電 話 番 号
氏 名

次のとおり修学資金を辞退しますので、届け出ます。

1 辞退時期 年 月分から

2 理 由

3 既借受け期間及び金額 年 月分から 年 月分まで

() 箇月分

合計

円借受け

看護職員修学資金借用証書

収入印紙
貼 付

借用金額 金

--	--	--	--	--	--	--

栃木県看護職員修学資金貸与条例に基づき、上記金額を借用しました。ついては、同条例第7条に規定する返還免除の条件を具備しなかったときは、均等月賦若しくは半年賦（7月、12月に均等償還）又は一括払の方法で返還いたします。

年 月 日

栃木県知事 様

決定番号	医政第 一 号	期間	年 月から 年 月まで	
養成施設名	() 年度入学			
本人	現住所		電話番号	()
	氏名		生年月日	年 月 日生
連帯保証人	現住所		電話番号	()
	職業		本人との関係	
	氏名	印	生年月日	年 月 日生
連帯保証人	現住所		電話番号	()
	職業		本人との関係	
	氏名	印	生年月日	年 月 日生

記入上の注意

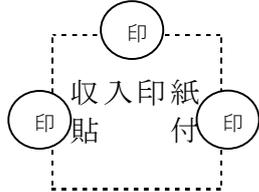
- 1 借用金額が、10万円以下のときは200円、10万円を超え50万円以下のときは400円、50万円を超え100万円以下のときは1000円、100万円を超え500万円以下のときは2000円の収入印紙をちょう付し消印すること。
 - 2 消印は、本人及び連帯保証人2名の計3名の印で行うこと。
 - 3 連帯保証人の欄は、保証人本人の自筆により記入すること。
- ※ 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録証明書と同一のものを使用すること。

記入例

別記様式第8号（第8条関係）



看護職員修学資金借用証書



借用金額 金

	百	十	万	千	百	十	円
¥	3	8	4	0	0	0	

栃木県看護職員修学資金貸与条例に基づき、上記金額を借用しました。ついては、同条例第7条に規定する返還免除の条件を具備しなかったときは、均等月賦若しくは半年賦（7月、12月に均等償還）又は一括払の方法で返還いたします。

令和6（2024）年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

現住所 例) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 栃木県×市×町△
電話番号 平日の日中連絡のとれる番号を記入

決定番号	医政第□□-〇号	期間	R3(2021)年4月からR6(2024)年3月まで	
養成施設名	△△看護専門学校 ××課程		R3(2021)年度入学	
本人	現住所		電話番号	()
	氏名		生年月日	年 月 日生
連帯保証人	現住所		電話番号	()
	職業		本人との関係	
	氏名	(印)	生年月日	年 月 日生
連帯保証人	現住所		電話番号	()
	職業		本人との関係	
	氏名	(印)	生年月日	年 月 日生

記入上の注意

- 借用金額が、10万円以下のときは200円、10万円を超え50万円以下のときは400円、50万円を超え100万円以下のときは1000円、100万円を超え500万円以下のときは2000円の収入印紙をちょう付し消印すること。
- 消印は、本人及び連帯保証人2名の計3名の印で行うこと。
- 連帯保証人の欄は、保証人本人の自筆により記入すること。

別記様式第9号（第9条関係）

返 還 計 画 書

年 月 日

栃木県知事

様

借 受 け 時 の

養 成 施 設 名

() 年度入学

住 所

電 話 番 号

氏 名

連 帯 保 証 人 住 所

電 話 番 号

氏 名

連 帯 保 証 人 住 所

電 話 番 号

氏 名

次のとおり修学資金を返還します。

返 還 金 額 (返 還 未 済 額)		借 用 金 額	
貸 与 期 間	年 月 から	年 月 まで	
免除を受けた額		返 還 済 額	
返 還 の 理 由			
返 還 事 由 の 発 生 の 年 月 日	年 月 日		
返 還 方 法	均 等 月 賦	毎月 (円) ずつ 年 月 から 年 月 () 回 終 了	
	均 等 半 年 賦	毎回 (円) ずつ ただし 7 月・12 月 償 還 () 回 終 了	
	一 括	年 月 終 了	

(記 入 例)

別記様式第9号 (第9条関係)

返 還 計 画 書

年 月 日
日付を記入してください

栃木県知事 福田 富一 様

借 受 け 時 の
養 成 施 設 名

在籍していた養成所名

() 年度入学

本人及び連帯保証人の住所や氏名等が変わった場合は、必ず住所氏名変更届(第13号)を提出

住 所
電 話 番 号
氏 名

現在の住所・氏名を記入
例) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ×市×町△
平日の日中連絡のとれる番号を記入

借用書に記載した連帯保証人に必ず自筆で記入していただきます

連帯保証人住所
電 話 番 号
氏 名
連帯保証人住所
電 話 番 号
氏 名

一部免除の場合の算出額については、Q&Aの9を参考のこと

次のとおり修学資金を返還します。

返 還 金 額 (返 還 未 済 額)	全額返還の場合：貸与額 一部免除の場合：算出額	借用金額	貸与を受けていた額
貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで		
免除を受けた額	全額返還の場合：0円 一部免除の場合：算出額	返還済額	0円
返 還 の 理 由	試験不合格・就業200床以上※・該当外施設就職※・退職等 ※該当外施設に就職の場合、勤務先の施設名も記入してください。		
返 還 事 由 の 発 生 の 年 月 日	年 月 日 不合格の場合、試験発表日。該当外就業の場合は事由の発生した日		
返 還 方 法	均 等 月 賦	毎月 () 円 ずつ 年 月 から 年 月 () 回 終了	
	均 等 半 年 賦	毎回 () 円 ずつ ただし7月・12月償還 () 回 終了	
	一 括	年 月 終了	



返還方法を1つ選択し、返還期間を記入。返還期間は、貸与期間以内とすること。
例) 貸与期間が2年の場合、24か月以内で返還。

看護職員修学資金返還猶予申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

電 話 番 号

氏 名

次のとおり修学資金の返還猶予を受けたいので、申請します。

借 受 け 時 の 養 成 施 設 名		借 受 け 期 間	年 月 日 年 月 日
卒 業 年 月 日	年 月 日	借受け金額	円
免 許 取 得 年 月 日	年 月 日	免許番号 及び種類	(保・助・看・准看)
猶予申請 の内容	返 還 猶 予 申 請 額	希 望 す る 返 還 猶 予 期 間	年 月 日 年 月 日
	猶 予 申 請 の 理 由		
養 成 施 設 卒 業 後 の 状 況	期 間	就 業 場 所 ・ 在 学 学 校 等	
	年 月 日 年 月 日		
	年 月 日 年 月 日		
	年 月 日 年 月 日		
	年 月 日 年 月 日		

(記 入 例)

別記様式第10号 (第10条関係)

○就業 ○進学 ○育休の場合

看護職員修学資金返還猶予申請書

栃木県知事

様

年 月 日
申請日の記載も忘れずに

住 所

現在の住所・氏名を記入

例) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ×市×町△

電 話 番 号

平日の日中連絡のとれる番号を記入

氏 名

※住所や氏名等が変わった場合は、必ず住所氏名変更届(第13号)を提出

次のとおり修学資金の返還猶予を受けたいので、申請します。

借 受 け 時 の 名 養 成 施 設	学校名(学科)	借 受 け 期 間	年 月 日 年 月 日
卒 業 年 月 日	年 月 日	借受け金額	貸与総額を記載 円
免 許 取 得 年 月 日	免許証又は登録済証明書から記載する 年 月 日	免 許 番 号 及 び 種 類	免許証又は登録済証明書から記載する (保・助・看・准看)
猶予申請の内容	返 還 猶 予 申 請 額	貸与総額	希望する返還猶予期間 年 月 日 年 月 日
	猶 予 申 請 の 由	「該当施設就職」または「他の養成施設へ進学」 「育児休業取得のため」	
養 成 施 設 卒 業 後 の 状 況	期 間	就 業 場 所 ・ 在 学 学 校 等	
	年 月 日 年 月 日	就職・進学先の在籍状況を記入	
	年 月 日 年 月 日		
	年 月 日 年 月 日		
	年 月 日 年 月 日		

※免除期間の到来期は免許の登録日によって異なります。就職日より免許登録月が後の場合登録月からの計算になります。進学の場合は在学予定期間です。

看護職員修学資金返還免除申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

電 話 番 号

氏 名

次のとおり修学資金の返還免除を受けたいので、申請します。

借 受 け 時 の 養 成 施 設 名		借 受 け 期 間	年 月 日 年 月 日
卒 業 年 月 日	年 月 日	借 受 け 金 額	円
免 許 取 得 年 月 日	年 月 日	免 許 番 号 及 び 種 類	(保・助・看・准看)
返 還 状 況	現 在 ま で に 返 還 し た 額		
	返 還 未 済 額		
免 除 申 請 の 内 容	返 還 免 除 申 請 額		
	免 除 申 請 の 理 由		
養 成 施 設 卒 業 後 の 状 況	期 間	就 業 場 所 ・ 在 学 学 校 等	
	年 月 日 年 月 日		
	年 月 日 年 月 日		
	年 月 日 年 月 日		
	年 月 日 年 月 日		

(記 入 例)

別記様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

看護職員修学資金返還免除申請書

栃木県知事 福田 富一 様

年 月 日
申請日の記載も忘れずに

住所や氏名等が変わった場合は、
必ず住所氏名変更届 (第 13 号)
を提出すること

住 所
電 話 番 号
氏 名

現在の住所・氏名を記入
例) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ×市×町△
平日の日中連絡のとれる番号を記入

次のとおり修学資金の返還免除を受けたいので、申請します。

借 受 け 時 の 養 成 施 設 名	学校名 (学科)	借 受 け 期 間	年 月 から 年 月 まで
卒 業 年 月 日	年 月 日	借受け金額	貸与総額を記載 円
免 許 取 得 年 月 日	免許証から記載 年 月 日	免許番号 及び種類	免許証から記載し、↓に○ (保・助・看・准看)
返 還 状 況	現在までに 返還した額	返還の手続きをしていなければ、0 円	
	返還未済額	貸与総額を記載	
免 除 申 請 の 内 容	返 還 免 除 申 請 額	全額免除の場合貸与額を記載 (一部免除の場合は規則で定めた額を記載)	
	免 除 申 請 の 理 由	規定の期間勤務 (全額免除の場合) 貸与期間以上勤務 (一部免除の場合)	
養 成 施 設 卒 業 後 の 状 況	期 間	就 業 場 所 ・ 在 学 学 校 等	
	年 月 から 年 月 まで	勤務状況等を記載 (添付する就業証明書・退職届の就業期間と同様の内容を記載)	
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		

別記様式第12号（第13条関係）

（表）

就 業 証 明 書

年 月 日

栃木県知事 様

借受け時の
養成施設名

卒業年月日

住 所

電 話 番 号

氏 名

就 業 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

（うち休業期間 年 月 日から 年 月 日まで）

上記の者は、当施設に就業したことに相違ありません。

年 月 日

施設所在地
電 話 番 号
施 設 名
施設長氏名

(裏)
施設証明書

ア

病床数 200 床未満の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第 2 項に規定する診療所をいう。）

イ 病床数のうち、精神病床数が 80 パーセント以上を占める病院（アに該当する施設を除く。）

ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 2 号に掲げる医療型障害児入所施設（同法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。）（アに該当する施設を除く。）

エ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（アに該当する施設を除く。）

オ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）

カ 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 21 条第 2 項第 1 号に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）

キ

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

ク 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護医療院

ケ

介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所

コ 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業（同条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同項第 1 号に該当するものに限る。）又は同条第 23 項に規定する複合型サービス（訪問看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行う事業に限る。）を行う事業所

サ 病床数 200 床以上の病院（イ、ウ及びエの施設を除く。）

当施設は、 年 月 日現在、上記 の施設であること証明します。

年 月 日

施設長名

(記 入 例)

(就業証明書裏)

別記様式第12号 (第13条関係)

返還免除申請時に使います

(表)

就 業 証 明 書

年 月 日

栃木県知事 様

借受け時の
養成施設名
卒業年月日
住 所
電 話 番 号
氏 名

※就業日開始より免許登録日が遅い場合、免除要件期間の開始は免許の登録日です。

就 業 期 間 ○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日まで

育児休業・傷病休暇等休職期間があった場合は、余白に休職期間及び理由を記入してください。

上記の者は、当施設に就業したことに相違ありません。

年 月 日

施設所在地
電 話 番 号
施 設 名
施設長氏名

就業施設で証明してもらおう (裏面も)

例) 正: ○○クリニック 院長○○ 誤: 医療法人△△会 理事長△△

(記 入 例)

(就業証明書裏)

(裏)
施 設 証 明 書

- ア 病床数 200 床未満の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第 2 項に規定する診療所をいう。）
- イ 病床数のうち、精神病床数が 80 パーセント以上を占める病院（アに該当する施設を除く。）
- ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 2 号に掲げる医療型障害児入所施設（同法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。）（アに該当する施設を除く。）
- エ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（アに該当する施設を除く。）
- オ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）
- カ 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 21 条第 2 項第 1 号に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）
- キ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ク 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護医療院
- ケ 介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所
- コ 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業（同条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同項第 1 号に該当するものに限る。）又は同条第 23 項に規定する複合型サービス（訪問看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行う事業に限る。）を行う事業所
- サ 病床数 200 床以上の病院（イ、ウ及びエの施設を除く。）

当施設は、 ○○年○○月○○日現在、上記 ○の施設であること証明します。

貸与の目的に係る資格を取得し、就業を開始した日

上記いずれかのカタカナ記号を 必ず記入
年 月 日

施設長名

就業施設で証明してもらう（表面も）
例）正：○○クリニック 院長○○ 誤：医療法人△△会 理事長△△

別記様式第13号（第16条関係）

住所（氏名）変更届

年 月 日

栃木県知事

様

借受け時の

養成施設名

() 年度入学

住 所

電話番号

氏 名

次のとおり住所（氏名）を変更しましたから届け出ます。

1 変更のあった者の氏名

2 新 住 所

新 氏 名

3 旧 住 所

旧 氏 名

4 変 更 理 由

5 変 更 年 月 日

年 月 日

別記様式第14号（第16条関係）

進 級 （ 復 学 ） 届

年 月 日

栃木県知事

様

養成施設名

住 所

電 話 番 号

氏 名

次のとおり進級（復学）したので、届け出ます。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| 1 | 理 由 | 進 級 ・ 復 学 |
| | | 年 月 日から |
| 2 | 貸与再開年月 | 年 月分から |
| 3 | 既借受け期間及び金額 | 年 月分から 年 月分まで |
| | | () 箇月分 |
| | 合計 | 円借受け |

上記のとおり進級（復学）していることを、証明します。

年 月 日

養成施設所在地

養成施設名

養成施設長氏名

別記様式第15号（第16条関係）

留年（休学・停学）届

年 月 日

栃木県知事

様

養成施設名

住 所

電 話 番 号

氏 名

次のとおり留年した（休学した・停学処分を受けた）ので、届け出ます。

1 理 由 留 年 ・ 休 学 ・ 停 学
年 月 日から

2 既借受け期間及び金額 年 月分から 年 月分まで
() 箇月分

合計 円借受け

上記のとおり留年（休学・停学）していることを、証明します。

年 月 日

養成施設所在地

養成施設名

養成施設長氏名

退 学 届

年 月 日

栃木県知事

様

養成施設名

住 所

電 話 番 号

氏 名

連帯保証人住所

電 話 番 号

氏 名

次のとおり退学したので、届け出ます。

1 退学年月日 年 月 日

2 理 由

3 既借受け期間及び金額 年 月分から 年 月分まで

() 箇月分

合計

円借受け

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

養成施設所在地

養成施設名

養成施設長氏名

別記様式第17号（第16条関係）

（表）
就 業 届

年 月 日

栃木県知事 様

借受け時の
養成施設名
卒業年月日
住 所
電 話 番 号
氏 名

次のとおり、栃木県看護職員修学資金貸与条例第2条第2号に掲げる施設等において看護職員の業務に従事したので届け出ます。

- 1 業務従事先 所在地
施設名
 - 2 業務従事開始年月日 年 月 日
 - 3 免 許 保健師・助産師・看護師・准看護師
免許番号 第 号
登録年月日 年 月 日
-

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

施設所在地
電 話 番 号
施 設 名
施設長氏名

(裏)
施設証明書

- ア 病床数 200 床未満の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第 2 項に規定する診療所をいう。）
- イ 病床数のうち、精神病床数が 80 パーセント以上を占める病院（アに該当する施設を除く。）
- ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 2 号に掲げる医療型障害児入所施設（同法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。）（アに該当する施設を除く。）
- エ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（アに該当する施設を除く。）
- オ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）
- カ 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 21 条第 2 項第 1 号に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）
- キ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ク 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護医療院
- ケ 介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所
- コ 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業（同条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同項第 1 号に該当するものに限る。）又は同条第 23 項に規定する複合型サービス（訪問看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行う事業に限る。）を行う事業所
- サ 病床数 200 床以上の病院（イ、ウ及びエの施設を除く。）

当施設は、 年 月 日現在、上記 の施設であること証明します。

年 月 日

施設長名

(記 入 例)

別記様式第 1 7 号 (第 1 6 条関係)

(表)

就 業 届

年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

借受け時の

在籍していた養成所名

養成施設名

卒業年月日

現在の住所・氏名を記入

住 所

例) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ×市×町△

電 話 番 号

平日の日中連絡のとれる番号を記入

氏 名

※住所や氏名等が変わった場合は、
必ず住所氏名変更届 (第 13 号)
を提出

次のとおり、栃木県看護職員修学資金貸与条例第 2 条第 2 号に掲げる施設等において看護職員の業務に従事したので届け出ます。

- 1 業務従事先 所在地
施設名
- 2 業務従事開始年月日 年 月 日
- 3 免 許 保健師・助産師・看護師・准看護師
免許番号 第 号
登録年月日 年 月 日

免許証を確認して記載

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

施設所在地

電 話 番 号

施 設 名

施設長氏名

就業施設で証明してもらう (裏面も)

例) 正 : 〇〇クリニック 院長〇〇 誤 : 医療法人△△会 理事長△△

施設証明書

ア

病床数 200 床未満の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第 2 項に規定する診療所をいう。）

イ 病床数のうち、精神病床数が 80 パーセント以上を占める病院（アに該当する施設を除く。）

ウ

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 2 号に掲げる医療型障害児入所施設（同法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。）（アに該当する施設を除く。）

エ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（アに該当する施設を除く。）

オ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）

カ 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 21 条第 2 項第 1 号に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）

キ

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

ク

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護医療院

ケ

介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所

コ 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業（同条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同項第 1 号に該当するものに限る。）又は同条第 23 項に規定する複合型サービス（訪問看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行う事業に限る。）を行う事業所

サ 病床数 200 床以上の病院（イ、ウ及びエの施設を除く。）

当施設は、 ○○年○○月○○日現在、上記 ○の施設であること証明します。

貸与の目的に係る資格を取得し、就業を開始した日

上記いずれかのカタカナ記号を 必ず 記入

年 月 日

施設長名

就業施設で証明してもらう（表面も）

例）正：○○クリニック 院長○○ 誤：医療法人△△会 理事長△△

（表）

退職届

年 月 日

栃木県知事 様

借 受 け 時 の
養 成 施 設 名
卒 業 年 月 日
住 所
電 話 番 号
氏 名

連 帯 保 証 人 住 所
電 話 番 号
氏 名

次のとおり退職したので、届け出ます。

- 1 退職年月日 年 月 日
- 2 理 由
- 3 免 許 保健師・助産師・看護師・准看護師
免許番号 第 号
登録年月日 年 月 日

上記の者は、当施設に 年 月 日から 年 月 日まで
就業したことに相違ありません。

年 月 日

施 設 所 在 地
電 話 番 号
施 設 名
施 設 長 氏 名

(裏)

施 設 証 明 書

- ア 病床数 200 床未満の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第 2 項に規定する診療所をいう。）
- イ 病床数のうち、精神病床数が 80 パーセント以上を占める病院（アに該当する施設を除く。）
- ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 2 号に掲げる医療型障害児入所施設（同法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。）（アに該当する施設を除く。）
- エ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（アに該当する施設を除く。）
- オ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）
- カ 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 21 条第 2 項第 1 号に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）
- キ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ク 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護医療院
- ケ 介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所
- コ 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業（同条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同項第 1 号に該当するものに限る。）又は同条第 23 項に規定する複合型サービス（訪問看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行う事業に限る。）を行う事業所
- サ 病床数 200 床以上の病院（イ、ウ及びエの施設を除く。）

当施設は、 年 月 日現在、上記 の施設であること証明します。

年 月 日

施設長名

(記 入 例)

別記様式第18号 (第16条関係)

(表)

退 職 届

年 月 日

栃木県知事 様

借 受 け 時 の
養 成 施 設 名
卒 業 年 月 日
住 所
電 話 番 号
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
電 話 番 号
氏 名

在籍していた養成所名

本人及び連帯保証人の住所や氏名等が変わった場合は、必ず住所氏名変更届 (第13号) を提出

現在の住所・氏名を記入
例) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ×市×町
平日の日中連絡のとれる番号を記入

次のとおり退職したので、届け出ます。

- 1 退職年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 理由
- 3 免 許 保健師・助産師・看護師・准看護師
免 許 番 号 第 号
登 録 年 月 日 年 月 日

免許証を確認して記載

上記の者は、当施設に〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで就業したことに相違ありません。

もし、育児休業・傷病休暇等休職期間があった場合は、余白に休職期間及び理由を記入ください。

年 月 日

施設所在地
電 話 番 号
施 設 名
施 設 長 氏 名

就業施設で証明してもらう (裏面も)
例) 正: 〇〇クリニック 院長〇〇
誤: 医療法人△△会 理事長△△

(退職届裏)

(裏)

施設証明書

- ア 病床数 200 床未満の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第 2 項に規定する診療所をいう。）
- イ 病床数のうち、精神病床数が 80 パーセント以上を占める病院（アに該当する施設を除く。）
- ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 2 号に掲げる医療型障害児入所施設（同法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。）（アに該当する施設を除く。）
- エ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（アに該当する施設を除く。）
- オ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）
- カ 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 21 条第 2 項第 1 号に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）
- キ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ク 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護医療院
- ケ 介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所
- コ 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業（同条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同項第 1 号に該当するものに限る。）又は同条第 23 項に規定する複合型サービス（訪問看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行う事業に限る。）を行う事業所
- サ 病床数 200 床以上の病院（イ、ウ及びエの施設を除く。）

当施設は、 ○○年○○月○○日現在、上記 ○の施設であること証明します。

↑

上記いずれかのカタカナ記号を **必ず**記入

年 月 日

施設長名

↑

就業施設で証明してもらう（表面も）

例）正：○○クリニック 院長○○ 誤：医療法人△△会 理事長△△

別記様式第19号（第16条関係）

死 亡 届

年 月 日

栃木県知事

様

連帯保証人住所

電 話 番 号

連帯保証人氏名

次のとおり被貸与者が死亡したので、届け出ます。

1 被貸与者氏名

養成施設名 () 年度入学

貸与期間 年 月から 年 月まで

貸与金額 円 () 箇月分

2 死亡年月日

卒業後の修学資金に関する手続き Q & A

Q 1. 貸与を受けた修学資金は返さなければならないのですか。

A 1. お貸ししたものですので、原則として返還していただきます。ただし、次の条件をすべて満たせば返還が免除されます。このとき、返還猶与及び返還免除の申請手続きが必要です。

- ① 卒業後1年以内に免許を取得すること。（卒業後最初の資格試験に合格すること。）
- ② 免許取得後直ちに、栃木県内の病院（200床以上の一般病院及び県の開設する病院を除く。）・診療所等に就職すること。
- ③ 5年間、継続して勤めること（平成14年度の新規貸与者から適用）。免許取得後直ちに就職しなかったり、転職をしても、次の就業まで1ヶ月以上期間があいた場合は猶与の要件を満たしませんので、貸与しました修学資金は返還していただきます。

Q 2. 返還猶与の手続きを教えてください。 ※返還猶与とは…返還を延期すること

A 2. A1の①・②の要件を満たしたら、「看護職員修学資金返還猶与申請書（様式第10号）」及び「就業届（様式第17号（表・裏両面）」、「該当資格の免許証の写し又は登録済証明書の写し」を提出してください。猶予決定がされることにより、返還を一時的に猶与することができます。もし猶与決定後に、退職や該当外の施設に転職した場合は、猶与できる要件を満たさなくなりますので、返還手続きをしてください。

なお、看護系の学校等に進学（准看護師養成所から看護師養成所、看護師養成所から保健師養成所など。ただし養護教諭課程は対象外）した場合も在学期間中は猶与の対象となりますので、進学先の在学証明書を併せて提出してください。

Q 3. 返還免除の手続きを教えてください。 ※返還免除とは…返還金の支払い義務がなくなること

A 3. A1の条件を全て満たした後「看護職員修学資金返還免除申請書（様式第11号）」及び「就業証明書（様式第12号（表・裏両面）」を作成し、提出することにより返還が免除されます。

なお、手続きが卒業後5年以上先になりますので、つい忘れがちです。申請がないと返還の免除はされませんので、注意してください。

Q 4. 200床以上の一般病院は、返還免除の対象にはならないのですか。

A 4. 平成10年度以降の新規貸与者から返還免除になりません。（Q15参照）

病床数等は、栃木県のホームページでも掲載していますので参考としてください。ただ病床数の増減等があり得るため、その時点の病床数は就業先の病院等へ確認してください。

Q 5. 県の開設する病院は、返還免除の対象にならないのですか。

A 5. 現在では県の開設した病院は独立行政法人へと移行していますので、所定の施設要件を満たせば返還免除対象となります。ただし、平成19年度以降の新規貸与者で、独立行政法人化する前に勤務した場合は返還免除になりません。

※1 栃木県立岡本台病院（地方独立行政法人栃木県立岡本台病院）はR4（2022）年4月から返還免除対象施設

※2 栃木県立とちぎリハビリテーションセンター（地方独立行政法人栃木県立とちぎリハビリテーションセンター）はH30（2018）年4月から返還免除対象施設

Q 6. 5年間勤務というのは、いつから計算するのですか。

A 6. ①看護師等養成所の卒業、②看護師等としての籍の登録（貸与目的に係る免許証の取得）、③当該業務への従事の3つの条件を全て満たしたときから計算します。試験に合格しても免許証を取得しないと無資格と同じですので、合格後早急に免許申請をする必要があります。

Q 7. 条例第6条第6号で「その他特別の事情があると認められるとき」は猶与が受けられると規定されていますが、具体的にはどのようなときですか。

A 7. ① 疾病によるとき（医師の診断書に基づき、就業することが不可能な期間）
② 育児休業中（育児休業期間を証する書類を添付のこと。）
などが考えられます。猶与の承認を受ける必要があります、また猶予期間中は免除を受けるための就業期間に含まれません。

Q 8. 条例第7条第2項で「やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると認められるときは全部又は一部の返還を免除できる」と規定されていますが、具体的にはどのようなときですか。

A 8. ① 業務に起因する疾病・傷害により看護業務に従事することが著しく困難で、将来にわたって看護業務に従事することが見込めないとき。
② 業務上の理由による不慮の事故等により本人の死亡のとき。
③ 災害等で家屋・家財等の1/2以上を滅失・消失したとき。
④ 本人と生計を同一とする世帯が生活保護を受給しているとき。
などにより本人（相続人を含む。）及び連帯保証人の全員において返還が困難な場合等が考えられます。
上記に該当する場合には相談してください。（証明する書類が必要です。）

Q 9. 私は、2年間（768,000円）貸与を受けました。5年間病院に勤めるところ、2年6月（30ヶ月）勤務後、結婚のために退職しました。返還しなければなりませんか。

A 9. 免許取得してから貸与を受けた期間以上勤めた場合は、その期間に応じて一部返還が免除されますので、「返還免除申請書（様式第11号）」と「就業証明書（様式第12号）」及び「返還計画書（様式第9号）」を提出してください。
なお、免除額は次のとおりですが、転職等で計算が複雑な場合は問い合わせてください。

（免許取得後の従事期間・月数で計算1ヶ月未満はきり上げ）

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{①768,000円}} \\ \text{(貸与額)} \end{array} \times \frac{\boxed{\text{30ヶ月}}}{\begin{array}{c} \boxed{\text{24ヶ月}} \\ \text{(貸与期間)} \end{array}} \times \frac{5}{2} = \boxed{\text{②384,000円}} \\ \text{(免除額)}$$

← 2年未満のときは2年(24ヶ月)とする

返還額=①-②=384,000円

Q10. 私は、3年間（1,152,000円）貸与を受け、2年で退職しました。返還額はどのようになりますか。

- A10. A9で説明したとおり、一部免除を受けるためには、貸与を受けた期間以上勤務する必要があります。したがって、あなたの場合は全額返還することになります。
同じ年月勤務しても、貸与期間や貸与開始年度などによって返還額が異なりますので注意が必要です。

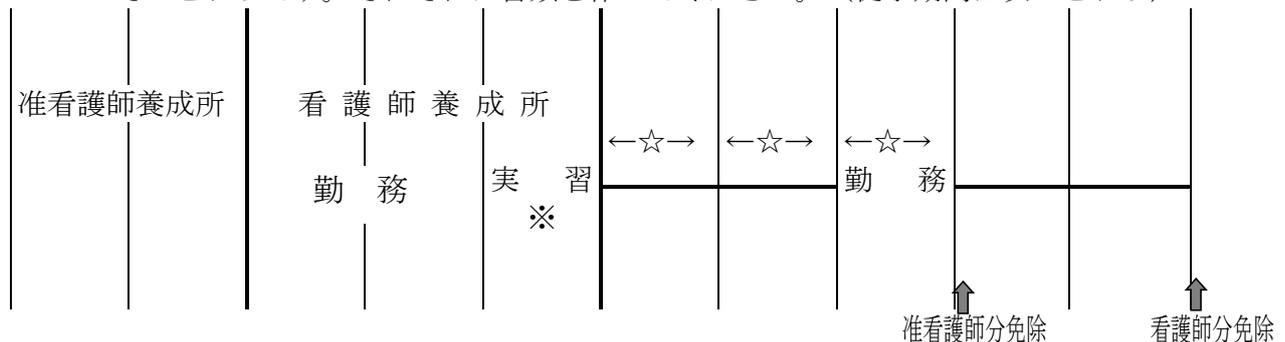
次の表を参考にしてください。

勤務年数 貸与年数		勤務年数				
		1	2	3	4	5
1	年	○				◎
2	年		○			◎
3	年			☆ ○		◎

(注) ○：一部免除、◎：全額免除
 ☆：貸与期間（3年）未満の勤務のため、全額返還となる

- Q11. 私は、准看護師養成所と看護師養成所（夜間課程）のときに貸与を受けました。それぞれに手続きをするのですか。また、従事期間はどのようになりますか。

- A11. そのとおりです。それぞれに書類を作ってください。（従事期間は次のとおり）



(注) ☆は准看護師・看護師両方で働いたとみなす。
 ※看護師養成所に進学した場合、最終学年は常勤不可能と考えられますので、働いた期間としては1年間中断することになります。

- Q12. 私は、群馬県に就職したので返還することになりました。返還の手続きを教えてください。

- A12. まず「返還計画書（様式第9号）」を提出してください。
 返還方法は、①均等月賦、②均等半年賦（7月と12月）、③一括の3通りが選べますが、貸与を受けた期間内での返還となります。
 返還月の中旬に振込用紙を郵送しますので、銀行から振り込んでください。
 なお、納入指定期限（原則月末）から遅れますと、指定期限の翌日から納入日まで、返還額につき年10.95%の割合で計算した違約金（遅延利息）が発生しますので御注意ください。

- Q13. 私は、看護師養成所のときに貸与を受けましたが、看護師の資格試験に不合格になってしまいました。
 准看護師の資格を持っているので、准看護師として病院に就職しました。
 就職したので猶与（免除）は受けられますか。

A13. 残念ながら貸与目的の資格を得られませんでしたので、返還していただきます。
ただし、准看護師養成所在学時に貸与を受けていた場合はその分については、猶与（免除）が受けられますので申請してください。

Q14. 老人ホームに勤務した場合は、免除の対象になりますか。

A14. 原則として、病院・診療所等の医療機関が対象施設になりますので、老人ホーム・社会福祉協議会等の福祉関係の施設は対象となりません。（特別養護老人ホームは医務室がある場合、診療所にあたりますので対象になります。）
なお、平成12年度の新規貸与者からは介護老人保健施設、平成30年度からは介護医療院も対象となっています。

Q15. 200床以上の病院でも、5年間で免除になるところがあると聞きましたがどのような病院ですか。

A15. 次の3つの施設です。
① 病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院
② 児童福祉法第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。）
③ 児童福祉法第6の2第3項に規定する指定医療機関

Q16. 私は、非常勤として就職しました。返還しなければなりませんか。

A16. あなたの勤務時間が常勤の方のおおむね8割以上でしたら、猶与（免除）の対象となります。
常勤で勤務することを想定していますので、実勤務時間において判断してください。

Q17. 平成14年度から新しく免除の対象となった従事施設があると聞きましたが、どこですか。

A17. 介護保険法に規定する訪問看護事業所が新しく加わりました。この場合、所定の医療機関等で3年以上の実務経験を有していることが必要です。（平成14年度の新規貸与者から適用）

Q18. 平成24年度から新しく免除の対象となった従事施設があると聞きましたが、どこですか。

A18. 介護保険法に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所の一部（訪問看護に関わる事業所）が新しく加わりました。この場合、所定の医療機関等で3年以上の実務経験を有していることが必要です。（平成24年度の新規貸与者から適用）

Q19. 免除（猶与）を受けようと思いますが、期限から半年たってしまいました。返還しなければなりませんか。

A19. 原則、返還していただきます。
規則では、免除（猶与）事由が発生してから1ヶ月以内に手続きをすることになってい
ます。必ず期限内に忘れず申請してください。

Q20. 猶与期間中の産前産後休暇・育児休業の取り扱いはどのようになりますか。

A20. 産前産後休暇については、従事期間と見なしていますが、育児休業中は猶与扱いになりますので、「猶与申請書（様式第10号）」と「育児休暇取得に関する証明書（※様式任意）」を提出してください。

なお、育児休業期間分については、その分後日、勤務する必要があります。

（免除申請など、後に提出する就業期間を証する書類には、育児休業期間を病院・診療所等に記入してもらってください。）

Q21. その他に必要な手続きはありますか。

A21. ・連帯保証人を変更したとき

「連帯保証人変更届（様式第5号）」の提出

※様式下部にある「連帯保証書」は連帯保証人の自筆とし、実印を押印すること
所得証明書等の提出の誓約及び所得・財産調査等の同意書

※連帯保証人の自筆とすること

・本人・連帯保証人の住所・氏名を変更したとき

「住所（氏名）変更届（様式第13号）」の提出

・本人が死亡したとき

「死亡届（様式第19号）」（戸籍謄本又は抄本を添付する。）

「看護職員修学資金返還免除申請書（様式第11号）」（看護業務上の理由で死亡した場合で、それを証明する書類を添付する。）または「返還計画書（様式第9号）」の提出

Q22. 手続き等で相談や質問がある場合はどこに連絡すればよいですか。

A22. 栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

TEL 028-623-3152 FAX 028-623-3131

上記までお気軽にお電話ください。

なお、書類の提出は郵送で結構です。栃木県のホームページで様式の一部をダウンロードすることもできますので、御利用ください。

以下、URL 又は QR コードからアクセスし、申請書ダウンロードのページで、「看護職員修学資金」と検索してください。

URL :

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-d/downloadForm/downloadFormList_initDisplay

